

(案)

地域における分散型電源等を活用したエネルギー環境 の構築について

東日本大震災以降、電力の安定的な供給が課題となっており、東京電力管内においては、需要家側の節電行動等による省エネ効果などにより、電力需給がひっ迫するような危機的状況に陥ってはいないものの、火力発電所の老朽化が進んでおり、その設備更新が課題になっているなど、今後、需給バランスが悪化する可能性があり、国民生活や事業者の経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれは否定できない状況にある。

戦後構築された大規模集中型電源の限界が明らかとなり、エネルギーシステムに関して大きな転換期を迎えている。国においては、新たな革新的エネルギー・環境戦略を策定し、電力システム改革等が進められているが、依然として将来の電力の安定供給への不安は拭い去れていない。

こうした中、エネルギーの安定供給の確保やエネルギーセキュリティの向上に向けて、「大規模集中型エネルギーシステム」を補完する地域主体の分散型電源を活用した「自立・分散型エネルギーシステム」の構築により、大規模集中型と分散型のバランスあるエネルギーシステムを創っていくための電力システム改革が必要となっている。

このような考えを踏まえ、特定供給においては、これまで系統電力とミックスしての供給は認めていなかったものの、この度、一部運用の改善がなされたところであるが、さらなる地域における分散型電源等を活用したエネルギー環境の構築に向けた取組が必要となっている。このため、セキュリティレベルが高く、地域の特性に応じたエネルギー環境が実現できるよう次のとおり要望する。

- 特定の地域内において、平常時には、電力使用のピーク時における系統からの電力使用の削減等に資するため、また、災害等の非常時（系統停電時）には、業務等の継続に当たって最低限の電力を確保するため、自家発電設備や太陽光発電設備等により、地域で自らが創った電力を、電力の品質を確保しつつ、敷地を越えた複数の建物や施設間での相互融通が可能となるよう電気事業法等の規制を緩和すること。

平成24年 月 日

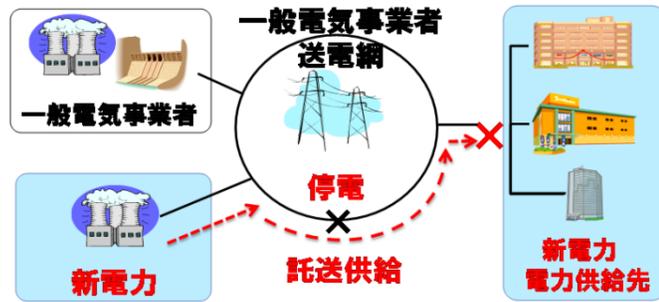
経済産業大臣 枝野 幸男 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事代理 副知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

1 電力需給等の現状

- 東日本大震災以降、電力の安定的な供給が課題
- 一般電気事業者による「大規模集中型エネルギーシステム」は、安定性は高いが、災害等により、系統電力が停止してしまうと、新電力を含む電力システム全体の停止につながるなど、安定供給上の課題が明らかとなった。
- 例) 計画停電の際、新電力が一般電気事業者の送電網を利用して行う託送供給も含めて、送電網が停止された。このため、新電力による電力供給先であっても停電となった。



既存電力システムの転換

2 自立・分散型エネルギーシステムの構築の必要性

地域の特性に合わせたエネルギー環境を創っていくためには、一般電気事業者による「大規模集中型エネルギーシステム」を補完する分散型電源を活用した「自立・分散型エネルギーシステム」の構築が必要

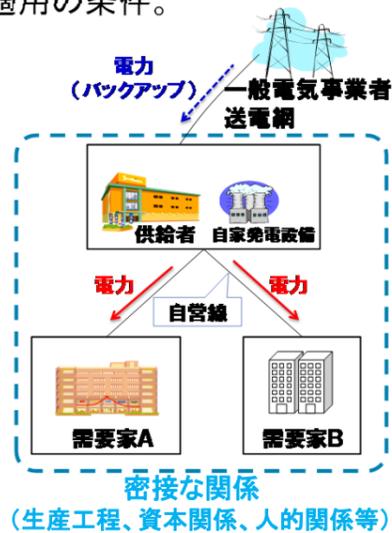
その手法としては、特定供給や特定電気事業、新電力の活用などが考えられる。

3 特定供給における施設間での電力融通の課題

これまでの「特定供給」

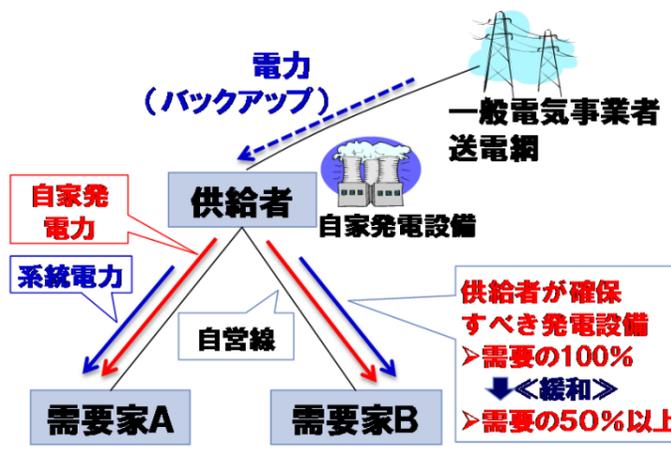
「特定供給」は許可を受けて密接な関係のある需要家に電気を供給する制度。以下が適用の条件。

- ①供給者から需要家(A、B)に自家発電設備の電力を一方方向で供給
- ②供給者は、需要家の電力需要の100%を供給可能な発電設備を保有（系統電力とのミックスは認められない。）
- ③供給者と需要家は密接な関係を有することが必要
- ④一般電気事業者送電網と接続可能なのは供給者のみ



今回の規制緩和(H24.10.23)

需要家の需要の50%までは一般電気事業者等からのバックアップを受ける場合であっても許可



「特定供給」制度の課題

施設間での相互の電力融通は認められない。
【条件①に不適】

➢需要家の電力需要の50%以上を供給する発電設備を保有しなければならない。
➢密接な関係性のない事業者間での電力供給は認められない。
【条件③に不適】

➢供給者からの自営線と一般電気事業者送電網の双方からの電力供給は認められない。
【条件④に不適】

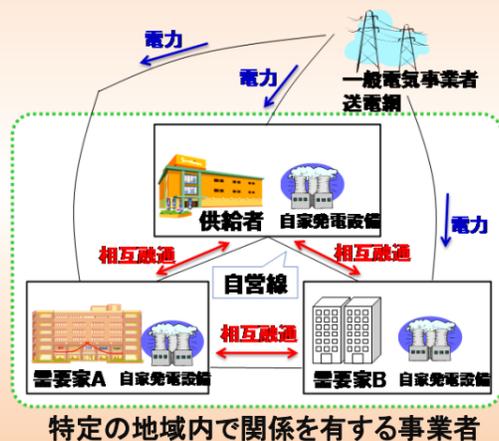
規制緩和の必要性の一例

地域内において、コージェネレーションシステムや太陽光発電設備等、各施設で有する自家発電設備で創った電力を、電力の品質を確保しつつ、敷地を越えた複数の建物や施設での相互融通が可能となるよう電気事業法等の規制を緩和する必要がある。

規制緩和によって実現できる成果

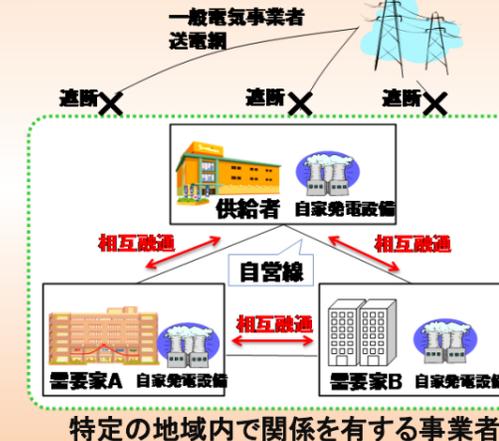
- 《平常時》
- 各施設が有する自家発電設備の有効活用
 - 電力使用のピーク時における系統からの電力使用の削減等
- 《非常時》
- 災害等の非常時（系統停電時）の際には、業務等の継続に当たって最低限の電力を確保

《平常時の電力融通モデル》



- ◆各施設の自家発電設備と系統電力の双方からの電力供給を実現
- ◆各施設の自家発電設備の有効活用やピークカットに寄与

《非常時の電力融通モデル》



- ◆系統電力が停電したとしても、各施設が有する自家発電設備による電力の相互融通を実現
- ◆最低限の電力を確保